

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院料について

2階病棟(急性期一般入院料4)

1日に入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。
実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

5階南病棟(地域包括ケア病棟入院料1)

1日に入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。
実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が協同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. 意思決定支援について

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。

5. 身体的拘束最小化の取り組みについて

当院では、多職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束を行わない取り組みを行っております。

6. DPC 対象病院について(2026 年 7 月 1 月現在)

当院は入院医療費の算定に当たり、2018 年(平成 30 年)4 月より、包括請求と出来高請求を組み合わせて算定する「DPC 対象病院」となっております。

※医療機能別係数 1.4218

基礎係数 : 1.0583 + 救急補正係数 : 0.0377 + 機能評価係数 I : 0.2088 係数 II : 0.1170

7. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書は、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点をご理解いただき、ご家族等が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

8. 当院は九州厚生局に以下の届出を行っております。

1) 入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。

療養のための食事は、管理栄養士の管理のもとに適時適温で提供しております。

朝食 : 午前 8 時 昼食 : 午後 0 時 夕食 : 午後 6 時

9. 保険外負担に関する事項について

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数、枚数等に
応じた実費のご負担をお願いしております。

1) 特別療養環境の提供

日額 3,300 円

2) 入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算の入院期間が 180 日を超えますと、患者さんの状態によ
っては健康保険から入院基本料 15%が病院に支払われません。180 日を超え
た日からの入院料が選定療養となり、1 日につき 2,640 円(税込)は、選定療
養費として患者さんの負担となります。

ただし、180 日を超えて入院されている患者さんであっても、難病、人工呼吸
器を使用しているなど厚生労働大臣が定める状態にある患者さんは、健康保
険が適応されます。

10. 患者相談窓口について

当院では、「患者相談窓口」を設置しておりますので、お気軽にご利用ください。診療
内容に関すること、医療費に関すること、職員の接遇に関すること、退院後のこと、病
気に関するいろいろな相談事、患者さんの立場に立ち、問題解決のためのお手伝い
をします。

11. 栄養サポートチームによる診療について

当院では、栄養状態の悪い患者さんに対して、医師・看護師・薬剤師・管理栄養士な
ど、様々な職種のメンバーにより、適切な栄養管理を行い、全身状態の改善に取り組
んでいます。

12. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。
医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応が
できる体制を整えております。もし、医薬品の供給状況によって投与する薬剤の薬効
等が変更になる可能性があった際には、患者さんにご説明いたします。ご不明な点
がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。
また、外来患者さんに関しましては、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬

品名を指定するのではなく、薬品の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方せんを発行すること)を行う場合があります。

13. 一般名での処方推進について

一般名での処方とは、処方箋を発行する際に、医薬品の商品名の代わりに有効成分の名称(一般名)を記載することで、有効成分が同一である医薬品が複数存在する場合に、調剤薬局の薬剤師さんと相談して患者さん自身がお薬を選ぶことができます。 ※2024年度診療報酬改定に伴い、2024年10月1日より治療上必要ないにも関わらず、患者さん自身が長期収載品(後発医薬品が存在する先発等)を希望された場合は、お薬代の一部が選定療養(自費)となりますのでご注意ください。 なお、医薬品の供給状況によっては、後発医薬品を希望されても変更ができない場合もございますのでご了承ください。

14. バイオ後続品使用推進について

厚生労働省のバイオ後続品(※)使用促進の方針に従って、当院でもバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。なお、医薬品の供給状況によっては、バイオ後続品が使用できない場合もございますのでご了承ください。 ※バイオ後続品とは、新有効成分含有医薬品(先行バイオ医薬品)と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品です。

15. 透析患者さんの下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて

当院では、慢性維持透析を行っている患者さんに対し、下肢末梢動脈疾患の検査を行っています。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、独立行政法人国立病院機構長崎医療センターの専門医と連携し治療する体制を有しています。

16. 厚生労働省が定める手術に関する施設基準等に係る実績について(2025年1月～2025年12月)

区分		件数
1-ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
1-イ	黄斑下手術等	0
1-ウ	鼓室形成手術等	0
1-エ	肺悪性腫瘍手術等	0
1-オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
2-ア	靭帯断裂形成手術等	2
2-イ	水頭症手術等	0
2-ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
2-エ	尿道形成手術等	0
2-オ	角膜移植術	0
2-カ	肝切除術等	0
2-キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
3-ア	上顎骨形成術等	0
3-イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
3-ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
3-エ	母指化手術等	0
3-オ	内反足手術等	0
3-カ	食道切除再建術等	0
3-キ	同種死体腎移植術等	0
4	区分4に分類される手術の件数(歯科以外)	61
その他	人工関節置換術	17
その他	乳児外科施設基準対象手術	0
その他	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	14
その他	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
その他	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	
	① 急性心筋梗塞に対するもの	5
	② 不安定狭心症に対するもの	4
	③ その他のもの	5

17. 電子的診療情報連携体制整備加算について

患者さんの情報習得・活用体制の充実及び情報習得の効率性を図るため、医療 DX を積極的に推進し、以下の体制を整備しています。

- 診療報酬明細書のオンライン請求を行っています。
- マイナ保険証を通じて、患者さんのオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室や処置室、救急センターにて閲覧または活用できる体制を有しています。
- 電子処方箋を発行・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用を促進し、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しています。
- 医療 DX 推進体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

18. 情報通信機器を用いた診療について

当院では、情報通信機器を用いた診察を行っております。
ただし、診療通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行っておりません。

19. 医療従事者の負担軽減について

当院では、医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みとして以下のことに取り組んでおります。

- 外来縮小の取り組み・医師と医療関係職種における役割分担に対する取り組み
- 医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取り組み

20. 外来化学療法について

当院では「外来腫瘍化学療法診療料 1」の届出を行っております。

専任の医師、看護師、又は薬剤師が院内に常時 1 名以上配置され、外来腫瘍化学療法診療料 1 を算定している患者さんからの電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しております。また、急変時等の緊急時にも入院できる体制が確保されています。

院内に化学療法の治療内容の妥当性を評価・承認する委員会を設け、化学療法に関わる診療科の医師、業務に関わる看護師、薬剤師、管理栄養士から構成され 2 ヶ月に 1 度開催しております。

化学療法にて使用されるレジメンに関しては、他の保険医療機関及び保険薬局からの照会や患者状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整備しております。

21. その他

- 当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しております。
- 当院では、感染制御チームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行い、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。また、院内だけにとどまらず、地域の高齢者施設や病院の感染防止対策の知識の向上のための活動を行っております。
- 当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。
- 当院では、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院支援を実施しております。
- 当院では、屋内外を問わず「病院敷地内全面禁煙」となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 当院は厚生労働省指定の臨床研修病院です。指導医の指導・監督のもと、初期研修医が外来・病棟等で診療を行っております。また、看護師や薬剤師など様々な職種の実習生を受け入れている施設でもあります。日本の未来を担う医療職を養成するために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 当院は医療従事者の処遇改善を目的としたベースアップ評価料を算定しております。
 - ①外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
 - ②外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5
 - ③入院ベースアップ評価料

長崎県上五島病院
病院長